

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新井哲也

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	北本市本宿七丁目三番三地先から同市 本宿七丁目三番一地先まで
供用開始の期日	平成三十年三月十六日
備考	平成二十九年三月三日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第八号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長二・一二メートル